

# 上山市消費生活センターだより

令和6年3月発行

## 賃貸借物件の契約・退去時によくあるトラブル

春は進学・就職など新生活の準備に忙しい季節ですね。賃貸アパートやマンションへの引っ越し・退去には、トラブルがつきものです。気をつけるポイントを確認し、事前にトラブルを防止しましょう！



### 賃貸契約トラブル事例

①昨日賃貸アパートの申込書を記入し、申込金5万円を支払った。本日申込を取り消したいと伝えたところ申込金は返金できないと言われ不服。



②賃貸アパートを退去しようとしたところ、入居時から傷ついていた床の修繕費を求められた。納得がいかない。



### 契約時・退去時の注意点！

入居申し込みの際に支払った申込金について、申込者が申込の撤回を行なった場合、事業者は申込金を返金することが義務付けられています。

正式契約後は原則として解約する事は出来ませんが、中途解約の特約がある場合は規約に則った解約が可能です。

入居の際は部屋の現状を確認し、傷などがあれば日付入りで写真を撮っておくと退去の際のトラブル回避に役立ちます。

その他、経年劣化した壁紙や畳の原状回復などで高額な費用を請求された場合は「[原状回復をめぐるトラブルとガイドライン\(国土交通省作成\)](#)」を参考に、事業者と交渉しましょう。

お困りの際は消費生活センターへご相談ください。

## ☑ 消費生活センターってどんなところ？

消費者と事業者との間で起きたトラブルの解決のために、助言やあっせんを行なっています。

また、消費者トラブル防止のための出前講座も実施しています。事業者とのトラブルで困った際はいつでも気軽にご相談ください。



\*原則として、ご本人からご相談ください。

(トラブルに遭った方ご本人が、認知症や病気等で相談することが難しい場合は、介護や見守りをしている方からの相談も受け付けます)

\*ご相談の際は、契約内容が分かる資料(契約書・領収書等)をご準備頂くと、問題点の把握や助言をする際に参考になります。

\*消費生活センターでは受け付けられない相談もあります。一例を記載いたしますのでご確認ください。



### お受けできない相談例

\*事業者からの相談…消費生活センターは消費者からの相談を受け付ける窓口です。事業者から相談があった際は、事業者向けの相談窓口をご案内しています。

\*個人間取引の相談…消費生活センターは消費者・事業者間で起きたトラブルについて助言を行なっています。個人間での売買契約や金銭貸借等については助言する事が出来ないのをご了承ください。

**消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、**

**消費者ホットライン ☎188 (いやや!) または、**

**上山市消費生活センターへご相談ください!!**



【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115